# ||不良債権の状況

### ■信用金庫法によるリスク管理債権

平成29年3月末リスク管理債権のうち破綻先債権、延滞債権 (合計4,942百万円) については不動産等確実な担保や公的保証機関等の保証によって1,645百万円がカバーされており、不足分3,296百万円についても個別貸倒引当金勘定で43.17%引当済みであります。

3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権 (合計302百万円) につきましても、不動産等担保、公的保証機関等でカバーされているほか、今後の予想損失額を貸倒引当金として引当済みであります。

	平成28年3月末	平成29年3月末
リスク管理債権合計	5,796百万円	5,244百万円
総貸出金に占める割合	10.75%	10.30%

#### 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

	破綻先債権額	586百万円	237百万円
	延滞債権額	4,904	4,704
合	āt —	5,491	4,942
担 <sup>·</sup>	保・保証額	1,906	1,645
	収に懸念がある債権額	3,585	3,296
個	別貸倒引当金	1,688	1,423
同	引当率	47.08%	43.17%

#### 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

	3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円
	貸出条件緩和債権額	304	302
合		304	302
担	保・保証額	57	47
	収に管理を要する債権額	246	254
貸	倒引当金	2	4
同		0.87%	1.81%

- ■「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
  - ①更生手続開始の申立てがあった債務者。
  - ②再生手続開始の申立てがあった債務者。
  - ③破産手続開始の申立てがあった債務者。
  - ④特別清算開始の申立てがあった債務者。
  - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者。
- ■「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
  - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金。
  - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金。
- ■「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。
- ■「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を 控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- ■「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- ■「個別貸倒引当金」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額・延滞債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- ■「貸倒引当金」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額・貸出条件緩和債権額に対して引当てた 額を記載しております。

# ■金融再生法による開示債権額

金融再生法により、自己査定結果に基づく資産内容の開示が義務付けられたもので、当金庫における開示対象債権は、貸出金、債務保証見返、未収利息、仮払金となっています。

	平成28年3月末	平成29年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,453百万円	1,468百万円
危険債権	4,332	3,762
要管理債権	304	302
正常債権	48,233	45,691
合計額	54,323	51,223
不良債権比率	11.21%	10.80 %

- ■「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に 陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ■「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の 回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- ■「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- ■「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、 「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

## ■金融再生法開示債権保全状況

		平成28年3月末	平成29年3月末
金	融再生法上の不良債権	6,090百万円	5,532百万円
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,453	1,468
	危険債権	4,332	3,762
	要管理債権	304	302
保	全額	3,761	3,203
	貸倒引当金	1,756	1,475
	担保・保証等	2,005	1,728
保		61.76%	57.90 %
担	保・保証等控除後債権に対する引当率	42.99%	38.78 %

※貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。



